

【 令和6年度6月 介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単 位	サービス提供時間	基本単位
予防訪問看護 I-1・時間内	3,030円	303円	606円	909円	303	1回につき 20分未満	303単位
予防訪問看護 I-2・時間内	4,510円	451円	902円	1,353円	451	1回につき 30分未満	451単位
予防訪問看護 I-3・時間内	7,940円	794円	1,588円	2,382円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
予防訪問看護 I-4・時間内	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,090単位
予防訪問看護 I-5・時間内	2,840円	284円	568円	852円	284	リハビリ 20分(※1)	284単位
予防訪問看護 I-5・時間内	5,680円	568円	1,136円	1,704円	568	リハビリ 40分 284単位×2	284単位
予防訪問看護 I-5・2超	4,260円	426円	852円	1,278円	426	リハビリ 60分 142単位×3	142単位
訪問看護 I-1・時間内	3,140円	314円	628円	942円	314	1回につき 20分未満	314単位
訪問看護 I-2・時間内	4,710円	471円	942円	1,413円	471	1回につき 30分未満	471単位
訪問看護 I-3・時間内	8,230円	823円	1,646円	2,469円	823	1回につき 30分以上1時間未満	823単位
訪問看護 I-4・時間内	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,128単位
訪問看護 I-5(P.T・O.T・S.T)	2,940円	294円	588円	882円	294	リハビリ 20分(※1)	294単位
訪問看護 I-5(P.T・O.T・S.T)	5,880円	588円	1,176円	1,764円	588	リハビリ 40分 294単位×2	294単位
訪問看護 I-5・2超(P.T・O.T・S.T)	7,950円	795円	1,590円	2,385円	795	リハビリ 60分 265単位×3	265単位
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,500円	250円	500円	750円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算(30分未満)	2,010円	201円	402円	603円	201	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問	
(30分以上)	3,170円	317円	634円	951円	317	看護を行った場合に算定。	
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算(Ⅰ)	3,500円	350円	700円	1,050円	350	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合	
初回加算(Ⅱ)	3,000円	300円	600円	900円	300	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して算定	
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	1か月につき1回算定。	
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	2,500	死亡月につき1回算定。	

- ※ P.T...理学療法士、O.T...作業療法士、S.T...言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。
- ※ 令和3年4月より、12月超の利用者に対して理学療法士等による介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位の減算となります。
さらに令和6年6月より、以下のイ、ロいずれかに該当する訪問看護事業所はさらに1回につき15単位の減算となります。
- ※ 令和3年4月より、一日に40分を超える理学療法士等の訪問は、訪問看護では90%での算定、介護予防訪問看護では50%での算定となります。
- ※ 令和6年6月より、以下のイ、ロいずれかに該当する訪問看護事業所は、理学療法士等の訪問看護および予防訪問看護を行った場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。
- イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過していること。
- ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

- ※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し
- ※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

＜利用料負担額の計算方法＞

介護保険によるサービス利用料 = 単位数 × (その他 単価) … A
A - (A × 90%) = 利用者負担額

- *小数点以下は切り上げさせていただきます。
- *准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

【運営規程に定められたその他の費用】

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで10000円
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担1,000円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
--------	--

リハビリ特化型 訪問看護ステーション菜の花

山形市印役町4丁目5-23

TEL:023-665-5590

FAX:023-665-5591

*夜間・早朝

午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されず。